

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和2年 1月31日

東京都作業部会確認 令和2年 2月12日

事業名 損害保険

案件名 パラリンピック関係者向け医療・傷害関連保険の手配

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、パラリンピック選手や同競技運営に関わる関係者に紐つく保険であり、かつパラリンピック期間中の補償を提供するものである。 ・平成 29年 5月 31日の合意（以下、「大枠合意」という。）の考え方、パラリンピック経費対象に合致しており、対象経費について組織委員会、都及び国で2：1：1の割合で負担するものである。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	オリンピックについても同様の保険を手配する必要があるなど、一括して調達した方が効率的かつ確実な事業執行が可能と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	競技参加国の選手団等が適切に、医療・治療を受けることができるよう、開催都市契約運営要件（HCC OR）においても保険の手配必須となっており、必要性があると考え。また、少ない金額で関係者の治療費の予算化対応ができることから、有効性があると考え。過去大会においても一部公的医療が無料で提供される国を除き採用されている。	

	効率性	<p>補償内容は過去大会を踏襲。死亡補償は概ね同水準（USD150,000-程度が多い）。治療費等は1名あたりの限度額は無制限とすることが求められているが、設定不可であることや、日本国内の事故事例を確認し 3000 万円／名が妥当と判断した。</p> <p>テストイベントにおける海外選手の入院事案では、入院 3 日で約 220 万円の支払いが発生しており、また、死亡事案になると 1500 万円の支払いにつながることから当該保険の活用は効率的と言える。</p>	
	納得性	<p>規模については、本来全てのアクレディテーションカード保持者に対して同様の保険手配を求められていたが、業務で関わる関係者については別途保険手配があることが多いため交渉の末適用除外とし、最低限の対象人数としている。</p> <p>保険料水準（単価）については、本商品はリテール分野の商品であることから金融庁に届出が出されたタリフ商品となっている。</p> <p>パートナー契約書で定義するベストプライスであると言える。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<p>本保険は、選手や関係者本人のための保険となっており、パラリンピック競技大会への参加に不可欠なものとなっており、公費負担の対象として適切と考える。</p> <p>現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委予算の執行とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。